

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部改正（案）について

1 趣旨

平成 29 年度機構・定員要求において、平成 29 年 7 月 1 日付けで事務局に置かれる企画官 2 名の増が認められたことに伴い、今般、個人情報保護委員会事務局組織規則（平成 27 年内閣府令第 75 号）を改正するものである。

なお、改正に当たっては、個人情報保護委員会委員長から内閣総理大臣に対して改正に係る内閣府令の制定を上申する。

2 改正内容

事務局に置かれる企画官を 4 人から 6 人とするものである。

※ 今回の改正により、事務局企画官 6 人、事務局総務課企画官（調査官含む。） 3 人の計 9 人となる。

3 今後の予定

公 布：平成 29 年 6 月 30 日

施 行：平成 29 年 7 月 1 日